

平成23年度第2回島田市個人情報保護審議会議事要録

1 開催日時

平成23年12月14日（水）午後2時00分から午後3時00分まで

2 出席者

(1) 審議会委員

恒川会長、今村委員、北川委員、鈴木委員、田代委員

(2) 事務局

渡辺総務部長、中村総務課長、佐藤係長、野村、増井

3 個人情報取扱事務について

(1) 個人情報取扱事務開始届出簿の報告

会	長	新規の審議案件1件、報告案件2件です。 事務局から説明をお願いいたします。	
事	務	（環境基本計画策定に伴う市民アンケート調査について説明）	
環	境		
A	委	員	あて先の抽出は、どのように行いますか。
環	境	課	性別、年齢、住居地ごとに偏りがないように無作為抽出を行います。
A	委	員	住民基本台帳から情報を抽出するにあたって、必要のない項目は抜き出さないということですか。
環	境	課	住所、氏名、年齢等の必要な情報以外は、抽出しません。
B	委	員	今、非常に関心が高い原発の関係については、アンケート項目に入れたいのですか。
環	境	課	原発についての項目を設けていませんが、アンケート用紙の中に自由に意見を記載できるスペースを設けてあり、この場所にアンケート項目にない課題が記載されてくると思いますので、策定作業の中で検討していくこととなります。なお、計画の策定に際しては、市民の意見を取り入れる仕組みを設けていきたいと考えています。
会	長	国は、現在、第4次環境基本計画策定しようとしていますが、	

		市町は、国や県の計画と整合的に策定しなければならないのですか。
環	環	課
		環境課としては、島田市の現状に沿った特色ある計画にしたいと考えています。もちろん、国や県との整合は必要だと思いますが、独自の計画を策定したいと考えています。
会		長
		事業者に対する調査をすでに実施しているとの説明がありましたが、事業所の情報は、どのように収集したのですか。
環	環	課
		市と環境保全協定を結んでいる事業者やエコアクション21を実施している事業者について、環境課で把握していますので、これら事業者の中からピックアップして実施しています。
A		委
		員
		中学生200人についても、すでに調査の協力を依頼したとの説明でしたが、中学生への依頼は、個人情報取扱事務の対象にならないのですか。
事	務	局
		中学生への調査依頼については、学校に配布を依頼し、実施しています。この場合、調査依頼の相手先のあて名情報を市では収集していませんので、個人情報取扱事務の対象にならないと考えています。
会		長
		学校が持っている名簿を、配布に利用するという事ではないのでしょうか。
事	務	局
		実際には、学校の教室において、教師から生徒に直接、調査依頼書を配布していただきます。また、調査票を提出しないことも可能ですので、提出していただいた方については、調査票の収集について同意を得られたと考えられること、更に、収集した調査票は、学校で回収された上で市に提出され、市が回答者の氏名を知ることもないので問題はないと考えています。
会		長
		調査票が本人から提出されるものであるし、調査票の内容に個人を特定するものが含まれていないから問題ないということですね。 よろしいでしょうか。 それでは、次の案件の説明をお願いします。
事	務	局
		(新東名開通記念関連イベント「バスで走る！開通前の新東名」

都 市 計 画 課	について説明)
会 長	対象者が小学生以上となっていますが、申込者の年齢の確認をしないのでしょうか。
都 市 計 画 課	申込者に小学生以上であることの確認をします。開通前の道路でトイレがないため、幼児を参加させることに心配があり、小学生以上という要件を入れました。
事 務 局	届出簿の中の個人情報の記録項目につきましては、年齢の項目に印を入れるよう訂正させていただきます。
B 委 員	申込者が定員に達したということですが、参加者を抽選で決定したのですか。
都 市 計 画 課	先着順で決定しました。
B 委 員	申込者は、何人いましたか。
都 市 計 画 課	申込み初日に定員の234人に達し、キャンセル待ちも30人いる状況となり、その後の申込者についてはお断りをしましたので、全体の人数を把握しておりません。当初、バス2台で実施する計画でしたが、あまりにも早い段階で定員に達したことから、1台を追加することとしました。しかし、この1台についてもすぐに定員に達してしまいました。
会 長	途中でバスから降りて写真を撮ったりということはできるのですか。
都 市 計 画 課	途中、2箇所バスから降りて写真を撮る場所を設けております。
会 長	よろしいでしょうか。 それでは、次の案件の説明をお願いします。
事 務 局	(金谷新東名対策委員会名簿について説明)
都 市 計 画 課	
B 委 員	委員推薦者の情報は、本人の同意を得て自治会長を介して収集することになりませんか。

都 市 計 画 課	実際には、委員の推薦について各自治会に依頼し、自治会長等から推薦者の氏名、連絡先等の情報を収集することになります。
B 委 員	そうしますと、届出簿には、個人情報の収集先が本人となっていますが、本人の同意を得た上で本人以外から収集することになりませんか。
事 務 局	本人の同意を得て自治会長等の第三者から収集するとのことです。本人以外及び本人の同意の項目に該当します。届出簿の訂正をさせていただきます。
会 長	金谷新東名対策委員会は、金谷地区の住民と中日本道路公団との間で協議を行ない、市が第三者的に把握をしているということなのですか。
都 市 計 画 課	いえ、市を含めた三者間の連絡調整会議です。
C 委 員	新東名は、市内の別の地区も通っていますが、別の地区に同様の委員会は存在しないのですか。
都 市 計 画 課	上伊太地区にも同様の委員会がありますが、委員会の組織の規模が小さいため、市では委員の氏名を把握していません。市から連絡事項がある場合は、自治会長に伝えております。
会 長	金谷新東名委員会規約を見ますと、事務局は、島田市建設部都市計画課に置くとなっていますが、この規約は委員会で作成したものでしょうか。
都 市 計 画 課	そうです。
会 長	<p>金谷新東名委員会は、住民が中心となって立ち上げた民間組織であり、この組織を市がバックアップするということですね。そうしますと、市としても要綱を制定し、市がこの委員会を承認し、規約については、委員会で定めるとしておいた方が良いと思います。</p> <p>正式に市が承認していない民間の委員会の事務を市が行うということであると、別の民間組織から、自分たちの組織の事務局を市でやって欲しいといった要望が出されかねないのではないかと心配に思います。</p>

他に質問が無いようでしたら、以上で報告を終えたいと思います。

○まとめ

新規審議案件 1 件について審議し、新規報告案件 2 件について報告を受けた。

(2) 個人情報取扱事務開始・変更届出簿の様式の変更について

会 長 個人情報取扱事務開始・変更届出簿の様式の変更について、事務局から説明をお願いします。

事 務 局 (個人情報取扱事務開始・変更届出簿の様式の変更について説明)

会 長 改正は、来年度に行うのでしょうか。

事 務 局 4 月 1 日施行の予定で考えております。

B 委 員 「審議会の意見を聴いた上で収集する場合の通知」について、通知をすることが原則で、通知をしないことについて審議会の意見を聴いた上で通知をしないことも可能ということですか。

事 務 局 はい、通知をしない場合、審議会の意見を聴いた上で判断をすることになっております。

B 委 員 目的外利用をする場合の理由の項目がありますが、外部提供をする場合の理由の項目を設けなくても良いのですか。

事 務 局 外部提供をする場合についても理由を記載する必要があります。目的外利用等の「等」の中に、外部提供を含めています。

B 委 員 目的外利用及び外部提供とした方が分かりやすいのではないのでしょうか。

事 務 局 目的外利用及び外部提供に訂正したいと思います。

会 長 ※については、担当課で記入しないでくださいとなっていますが、新様式では、審議会の意見の項目の※が外れています。これについては、意味があるのですか。

事 務 局 ※を入れるようにします。

会 長 細かい部分ですが、審議会等の意見を聴いた上で収集する場合

事務局	の「通知する」の項目に、「。」が付いていません。
事務局	訂正します。
会長	それでは、もし、疑問や提案があれば、事務局に言っていただきたいと思います。

○まとめ

個人情報取扱事務開始・変更届出簿の様式の変更について報告を受けた。

4 その他

次回の会議は、平成24年3月22日（木）に開催する予定です。